

軽自動車税(種別割)の減免申請について

障がいのある方などが所有もしくは使用する軽自動車などについて、軽自動車税(種別割)の減免制度があります。
※自動車税の減免を受けている方は、軽自動車税の減免を受けることはできません。

▼手続きに必要なもの

- 身体障害者手帳、戦傷病者手帳、療育手帳または精神障害者保健福祉手帳
- 運転免許証(対象車両を運転する方のもの)
- 車検があるものは自動車検査証(軽二輪については軽自動車届出済証)
- 軽自動車税(種別割)納税通知書

※納めないでください。
□障がい者の方の利用のために改造されたものは、写真など構造がわかるもの

▼申請受付期間

5月中旬に町が発行する軽自動車税(種別割)納税通知書を受け取られてから、納期限5月31日(火)までになります。納期限を過ぎてからの申請は受けられませんのでご注意ください。

※新型コロナウイルス感染症拡大などにより、郵送申請を希望される方は税務課までお早めにご連絡ください。

▼問い合わせ・申し込み先

税務課 町民税係
☎68・2211(内線203・204)

▶対象および範囲

区分		軽自動車等の所有者	軽自動車等の運転者
身体障害者	18歳以上	本人	本人
	18歳未満	本人または生計を一にする方	生計を一にする方または常時介護する方
戦傷病者		本人	本人
知的障害者		本人または生計を一にする方	生計を一にする方または常時介護する方
精神障害者		本人または生計を一にする方	生計を一にする方または常時介護する方

○対象車両は全て身体障がい者などの通学、通院、通所もしくは仕事のために使用するものに限りません。

○障がい者を常時介護する方が軽自動車などを運転する場合は、障がい者本人が所有する場に限りません。

○自動車検査証または軽自動車届出済証に事業用と記載されているものは、減免を受けることができません。

○障がい者の方の利用のために改造された軽自動車などは、利用する方の障害の程度によらず減免の対象となります。

※自動車税・自動車取得税の減免については、土浦県税事務所稲敷支所 ☎029・892・6111へお問い合わせください。

消費生活相談だより

美容医療サービスのトラブルにご注意!

美容医療サービスのトラブルが10、20歳代の若者が増えていきます。全国の消費生活センターなどに寄せられた相談には、料金・契約に関するトラブルのほか、施術のリスクや効果に関するトラブルも見受けられます。トラブルを未然に防ぐために、左記のことに注意しましょう。

▼その場での契約・施術にご注意!
契約をせかされたり、広告に掲載されているコース以外の施術を勧められた場合には注意しましょう。

▼広告のNG表現にご注意!
クリニックの広告の中には、誤認させるおそれのあるピフォアアフターの写真や、費用を強調した広告など、法律で禁止されたNG表現があることを知っておきましょう。

▼施術前にリスクや副作用を確認!
術中の痛みの程度やダウンタイムの期間・起こりうる症状、使用する薬剤の名称や副作用などは、事前に医師から十分な説明を受けてください。



▼お金がないなら契約しない!

お金がないと断ると、クレジット契約などの分割払いを勧められるケースもみられますが、慎重に考えましょう。

▼18歳以上の契約にご注意!

4月からの成年年齢引き下げにより、今後も若者の契約トラブルが増えることが懸念されますので、契約の際は十分に注意しましょう。
(参考:消費者庁・国民生活センターのホームページ)

▼問い合わせ先

- ①まち未来創造課 消費生活相談窓口
毎週水・金曜日
午前10時～午後5時
- ②茨城県消費生活センター
平日と日曜日(日曜日は電話のみ)
午前9時～午後5時
- ③国民生活センター(消費者ホットライン)
土・日曜日、祝日
午前9時～午後4時
☎188(いややー)

※他市町村への相談は遠慮ください。

商工会だより

各種技能講習・特別教育等開催のお知らせ

利根町商工会では、労働安全衛生法に基づく各種技能講習・特別教育などを利根町精工組合の主催で行います。受講後に修了証の交付が受けられます。なお、商工会非会員の方でも受講可能ですので、この機会にぜひお申し込みください。

▼講習メニュー

- ①フルハーネス型安全帯使用作業特別教育
・開催日 5月23日(月)
・受講料 8000円
- ②刈払機取扱作業者
・開催日 6月6日(月)
・受講料 9000円
- ③自由研削としての取替え試運転の業務特別教育
・開催日 6月27日(月)
・受講料 8000円
- ④職長・安全衛生責任者教育
・開催日 9月26日(月)、27日(火)
・受講料 1万4500円
(テキスト代含む)

▼申し込み・問い合わせ先

利根町商工会 ☎68・7417

詳細はこちらから



会員の皆さまへ

令和4年度(第58回)利根町商工会通常総会を、5月下旬に開催いたします。会員の皆さまの積極的なご参加をお願いいたします。

商工会青年部員・女性部員を募集しています。

- ▼青年部
加入資格 商工会に加入している45歳までの経営者ならびに後継者の方
- ▼女性部
加入資格 商工会員である事業者またはその配偶者・親族であり、その事業に従事している女性の方

主な活動 地域振興など(町主催の行事への参加など、地域商工業の発展とまちづくりの原動力として積極的に活動しています。)

▼年会費 3000円

▼問い合わせ先

利根町商工会(利根町布川2974) ☎68・7417